

仕様書

1. 件名

菰野町立小中学校屋内運動場及び武道場空調設備賃貸借

2. 履行場所

学校名	施設名	所在地
菰野小学校	屋内運動場	三重郡菰野町大字菰野 1490 番地
千種小学校	屋内運動場	三重郡菰野町大字千草 3861 番地
朝上小学校	屋内運動場	三重郡菰野町大字田光 66 番地
鵜川原小学校	屋内運動場	三重郡菰野町大字大強原 913 番地
竹永小学校	屋内運動場	三重郡菰野町大字竹成 2593 番地 5
菰野中学校	屋内運動場、武道場	三重郡菰野町大字菰野 1192 番地
八風中学校	屋内運動場、武道場	三重郡菰野町大字田光 3808 番地 18

3. 業務概要

本業務は、履行場所において、契約期間に、次の（1）、（2）の業務を行うものとし、契約期間の終了をもって、現状有姿にて無償譲渡とするものとする。

契約期間中の物件の所有権については無償譲渡の条件付きのリース契約であるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 342 条第 3 項の規定により受注者と当町の共有物となり、固定資産税の納税義務者（非課税）は発注者である当町となるため、見積もりの積算に含めないものとする。

履行場所は、本町の指定避難所であるため、特例需要場所の低圧引き込みにより、設備機器を設置するものとし、中部電力パワーグリッド株式会社に対し、特例需要場所受電申請を行うこと。本費用については、本業務の範囲内とする。

- (1) 賃貸借による大風量スポット型空調設備（室内機、室外機）の設置及びそれに伴う付属設備機器（電気配線、機械配線、配管、基礎、架台、その他設置仕様書【別紙 1】及び参考図【別紙 2】に記載のもの）の設置
- (2) 設備機器に係る点検、報告、修理、保守等

4. 契約期間

契約日から令和 18 年 6 月 30 日まで

※ 令和 8 年 6 月末までに、設備機器の設置完了及び使用可能な状態とし、引き渡すこと。
ただし、中部電力パワーグリッド株式会社の申請、許可状況及び施工状況により、遅延する場合は、この限りではない。

5. 貸借期間

令和8年7月1日から令和18年6月30日までの120か月とする。

※ 上記4に記載のとおり、申請状況及び施工状況により、遅延する場合は、この限りではない。

6. 機器仕様

- (1) 電気式とすること。
- (2) 室内機の設置台数は〔別表〕のとおりとし、各室内機における細やかな風量管理により、快適な空調環境が提供できるよう十分に検討を行い、室内機をバランス良く配置すること。
- (3) 室内機と室外機は別置型とし、室内機、室外機及びリモコン等の標準的な付属品一式（日本国内製）を選定すること。
- (4) 定格能力（冷房）は、10.0kW以上とする。
- (5) 定格能力（暖房）は、11.2kW以上とする。
- (6) 冷房、暖房能力、電気特性及び風量は、(JIS8615-1)に定められた方法で測定された値であること。
- (7) 最大風量は、80 m³/min以上とする。
- (8) 室内機の幅は1,000mm以内とし、重量は60kg以下とする。
- (9) 維持管理及び保守の観点から日本国内製造組立品であることの証明書を提示可能であること。また、販売元からの出荷証明書を提出すること。
- (10) 室内機には、可変風向ガイド（手動）、ドレンパン、吸込フィルター、防護（防球）ネットを取り付けること。
- (11) 室内機ごとのリモコン及び風量ボリュームコントローラーは、操作性及び安全性を考慮した上で設置すること。

〔別表〕

学校名	施設名	台数
菰野小学校	屋内運動場	10
千種小学校	屋内運動場	8
朝上小学校	屋内運動場	10
鵜川原小学校	屋内運動場	6
竹永小学校	屋内運動場	7
菰野中学校	屋内運動場	11
	武道場	5
八風中学校	屋内運動場	11
	武道場	5

7. 設置仕様

設置仕様書【別紙1】及び参考図【別紙2】のとおりとする。

受注者は、契約締結後速やかに現地調査を実施し、想定する室外機置場や室内機の設置位置、特例需要場所受電申請に関する改修等、各種必要となる本業務に関して、発注者及び学校管理者と十分協議すること。

なお、協議の結果、想定する室外機置場や室内機の設置位置等に変更があった場合においても、契約金額の変更は行わないものとする。

8. 検査及び引渡し

受注者は、設備機器の設置が完了した時は、速やかに、その旨を発注者に通知し、

発注者は、受注者の立会いのもと、7の設置仕様に基づき、完了確認の検査を行い、
その結果を受注者に通知するものとする。

検査の結果、合格し、受注者が引渡しを申し出た時は、発注者は書面により引渡しを
受けるものとし、合格しない時は、受注者の費用負担により、直ちに設備機器を補修
した上で、発注者の検査を受けるものとする。

9. 貸貸借料の支払い

発注者は、8の検査及び引渡し後、受注者からの請求書に基づき、月払い（契約金
額の120か月均等分割払いとし、均等分割による1円未満の端数は、1か月分の支
払い額にまとめて上乗せするものとする。）により、貸貸借料を支払うものとする。

10. 事前調査

履行場所において、事前調査を行う場合は、令和8年1月13日（火）から令和8年1
月23日（金）までの期間の午前9時00分から午後4時30分までに行うものとし、調
査を行う前に、菰野町役場財務課契約調達係（電話059-391-1109）に連絡し、調査の
承諾を受けるものとする。

11. 受注者が負担する経費

本業務及びそれに伴う調査、搬入、作業等に要する経費は、全て受注者が負担するもの
とする。

12. 提出書類

受注者は、本契約後、速やかに作業計画（作業体制、安全管理計画等）について、
発注者と協議した上で、次の資料を提出すること。

(1) 実施工程表（様式任意）

※ 学校運営に支障がないよう学校と協議を行うこと。

- (2) 受注者の管理、組織体制表（緊急連絡先含む）（様式任意）
- (3) その他発注者が必要と認めるもの

13. 点検、報告

受注者は、次の点検及び報告を行うものとする。

- (1) 簡易点検業務
 - ① 第1種特定製品に該当する設備機器について、機器調査表、点検記録簿及び簡易点検チェックシートに基づき、フロン排出抑制法第16条第1項及び同法告示第13号に定める簡易点検を、契約期間中に行うこと。
なお、簡易点検の方法は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会の編集発行する「簡易点検の手引き」などを参考にすること。
 - ② 簡易点検の結果は、第1種特定製品機器ごとの簡易点検チェックシート及び点検記録簿に記載すること。
 - ③ 点検終了後、1か月以内に発注者に報告、提出を行うこととする。
- (2) フロン類の漏えい又は漏えいが疑われる場合の報告
フロン類の漏えい又は漏えいが疑われる場合は、その状況写真を添えて報告書にまとめ、速やかに発注者へ提出すること。
なお、緊急にて口頭で報告した場合は、後日、速やかに状況写真及び報告書を提出すること。

14. 修理、保守等

- (1) 設備機器に不具合が生じた場合は、受注者は、速やかに保守要員を派遣し、受注者の費用負担により、修理、点検等必要な措置を講じること。
ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理若しくは調整の必要が生じたとき、又は、発注者の都合により設備機器の設置場所の変更、他の設備機器の取付け等を行う場合については、別途、発注者がそれに要する費用を負担する。
- (2) 設備機器の修理に必要な電気、水は各施設の設備を無償で利用できる。
- (3) 設備機器の配線、配管等は、本業務の修理の対象に含むものとする。
- (4) 修理、保守等については、メンテナンス仕様【別紙3】による。

15. その他

- (1) 大規模改修工事や改築工事等により、設備機器を一時的に移設する必要が生じた場合は、発注者の費用負担により、移設、復旧を行うものとする。
なお、移設期間についても、契約期間に含めるものとする。
- (2) 発注者の都合により、設備機器の設置場所の変更又は他の設備機器の取付けを行う場合は、発注者の費用負担により行うものとする。

- (3) 受注者は、契約期間中、自らを保険契約者とした損害保険（動産総合保険等）に加入することとし、その保険料は、受注者が負担するものとする。
- (4) 本業務に伴い、既設施設、設備、機器の破損、汚れ等が発生した場合は、受注者の責任において、現状回復をすること。
- (5) 本業務に伴い、事故等が発生した場合は、直ちに発注者に連絡するとともに、事故発生報告書を速やかに提出するものとする。
- (6) 本業務に伴い、受注者の責に帰すべき事由により発生した事故については、受注者の責任及び費用負担により対処するものとする。なお、事故等の内容により疑義がある場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (7) 発生材の処理については、全て施設外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い適切に処理すること。
- (8) 修理、保守等について、地域への貢献として、町内に本店を有する事業者を積極的に活用する等、地域経済の活性化に努めること。
- (9) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律等を厳守すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項において、その履行上、当然必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (11) この契約については、菰野町ホームページに掲載する契約約款での契約とする。
- (12) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置
暴力団等（菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第1条に規定する「暴力団等」をいう。以下同じ。）による不当介入（同要綱第2条に規定する「不当介入」をいう。以下同じ。）を受けた場合の措置は次のとおりとする。
 - ① 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに四日市西警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ② ①により四日市西警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
 - ③ 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから履行計画に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

設置仕様書

本仕様書3.(1)の付属設備機器（以下「設備機器」という。）の設置にあたっては、本設置仕様書の記載の内容又はそれ以上の仕様とすること。

- ※ 原則として、本設置仕様書に基づき設置するものとするが、記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。
- ※ 設備機器の設置位置は、参考図【別紙2】を原則とするが、位置を変更する必要がある場合は、発注者と協議すること。

1. 設備機器の設置

- (1) 室外機は、地上または屋根設置とし、振れ止め等の措置等の転倒防止対策を行うこと。なお、地上設置の場合は、既設コンクリート面に堅固に固定し、屋根設置の場合は、防水層などを傷めないような対策を行うこと。
- (2) 室外機は、防振ゴム、SUSボルト、ダブルナット仕様とし、室外機のレベル調整を行い、室外機間のサービススペースを確保すること。
- (3) 室内機を内壁面に設置する場合は、1階床面から3～4mの高さの範囲において、躯体コンクリートと架台などを所定のアンカーボルト（メーカー標準）で堅固に固定し、落下防止対策を行った上で設置すること。
- (4) 室内機をキャットウォークに設置する場合は、キャットウォークのコンクリート床面と支持材、架台を所定のアンカーボルト（メーカー標準）で堅固に固定し、転倒防止対策及び落下防止対策を行った上で設置すること。
なお、キャットウォークの幅（メンテナンススペース）を確保し、室内機の吹き出し口が前面に突き出すようになる際は、キャットウォークの落下防止柵を一部撤去し、柵の外側に支持材、架台を持ち出して固定すること。
- (5) 室内機の設置については、防球ガード等の防球対策及び結露対策を行うこと。
カーテンの吸い込み防止も検討すること。
- (6) 設置場所に支障となる設備がある場合には、機能上の問題が生じない位置に移設、撤去、復旧する等の措置を講ずること。
- (7) 室外機（基礎含む）及び室内機の設置位置については、発注者及び学校管理者と協議の上、最終決定すること。
- (8) 機器搬入に伴う重機（クレーン、ユニック）の使用は、事前に発注者及び学校管理者と協議し、日時の決定を行うこと。

2. 配管

- (1) 冷媒配管仕様は冷媒用被覆鋼管とし、保温厚はメーカー仕様に準ずるものとする。
- (2) 冷媒管の被覆は、基本屋外は、ステンレス鋼板又はガルバニウム鋼板とし、室内露出部分は、樹脂製とする。
ただし、キャットウォークの設置箇所及び防球対策が必要な箇所については、金属製ダクトに収めるか、保護カバーなどを取り付けること。
- (3) ドレン管はV P管とし、施工はメーカー仕様に準ずること。
ドレンは、既設雨水枠に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走りなどに放流しないよう配管すること。なお、室外機ドレンも同様とする。
- (4) ドレン配管は、逆勾配、トラップ等のないようにすること。
- (5) 室内機にはドレンパンを設置し、ドレン配管も含め、結露対策を行うこと。
- (6) 配管支持金物については、室内はメッキ仕上げ、外部はステンレスとし、配管との接触部は、絶縁テープ等で絶縁処理を行うこと。
- (7) キャットウォーク等、歩行の可能性がある場所に転がし配管を行う場合は、縞鋼板等にて配管の防護措置を行い、歩行しやすいよう対策を行うこと。

3. 配管貫通

- (1) 配管は、建築構造物（梁、柱、構造壁など）を貫通させないこととし、壁、構造に支障がない箇所を貫通させることとする。
また、貫通の際は、配筋探査を行い、配筋を切らないようにすること。
- (2) 外部貫通部分は、漏水、雨漏りがないように補修すること。

4. 配管気密試験

- (1) 冷媒管及びドレン管の試験は、乾燥窒素にてメーカーの定める試験圧力で行うこと。（24時間以上）
- (2) ドレン管は、必ず通水試験を行うこと。

5. 配線

- (1) 屋内運動場は、特例需要場所として低圧引き込みをするため、受注者は中部電力パワーグリッド株式会社に対し、契約締結後速やかに特例需要場所受電申請に関する協議を行うこと。改修内容については、中部電力パワーグリッド株式会社との協議及び経済産業省の定める最新の『「一需要場所・複数引込」及び「複数需要場所・一引込」の電気事業法上の取扱い（電気保安）について』等を確認し、キュービクルとの電気的接続の分離を含め、必要となる工事を本業務内で漏れなく実施すること。
- (2) 原則、屋内運動場への低圧引き込みを行うにあたっては、既設電灯盤の位置を変更することなく、配線工事を行うこと。

- (3) 受注者は、引込み分電盤を設置し、室外機の設置場所付近の外壁などを利用し、配線、配管を行うこと。設置する引込み分電盤には、電力メーター設置用のスペースを設けること。なお、引込み分電盤の設置については、中部電力パワーグリッド株式会社が特例需要場所の低圧引き込みを行い、受電の竣工試験を行うため、受注者はその試験に立ち会うものとする。
- (4) 武道場の施工に際しては、着手前に所轄消防署及び電気事業者、電気主任技術者と協議し、必要に応じて既設受変電設備の改修及び各種手続きの確認を行い、その結果を発注者に報告すること。なお、本費用については本業務の範囲内とする。
- (5) 配管及びボックス類、支持金物は、溶融亜鉛メッキ又はSUS製とする。
- (6) 電源供給ルートは、原則として配管仕様とし、極力、児童生徒の手の届かない箇所にて施工すること。
- (7) 二次側電源線及び信号線は、メーカー基準に準ずるものとし、冷媒管共巻きとすること。
- (8) リモコン線は、メーカー標準に準ずるものとし、配線は、メタルモール又は電線管とする。また、リモコン線及びリモコンは、発注者及び学校管理者と協議の上、屋内運動場の使用に支障がないところに設置するものとし（参考図【別紙2】参照）、リモコン用の鍵付きボックスを設置し、その中にリモコンを収納するものとする。
- (9) 学校敷地内に太陽光蓄電池設備を設置しており、停電時に屋内運動場に給電する仕様となっているため、低圧引き込みを行うにあたり、インターロック機構の採用等、必要となる工事を本業務内で漏れなく実施すること。
- (10) 屋内運動場及び武道場は、避難先となることが想定されるため、非常用発電機を接続することを想定した配管、配線ルート及び電源切替開閉器盤の設置等の対応とすること。商用電源を喪失した場合においても、非常用発電機を接続することで、屋内運動場及び武道場の既設照明、既設コンセント及び空調設備を使用できるようにすること。なお、非常用発電機の調達等については、費用を含め、本業務には含まれないものとする。

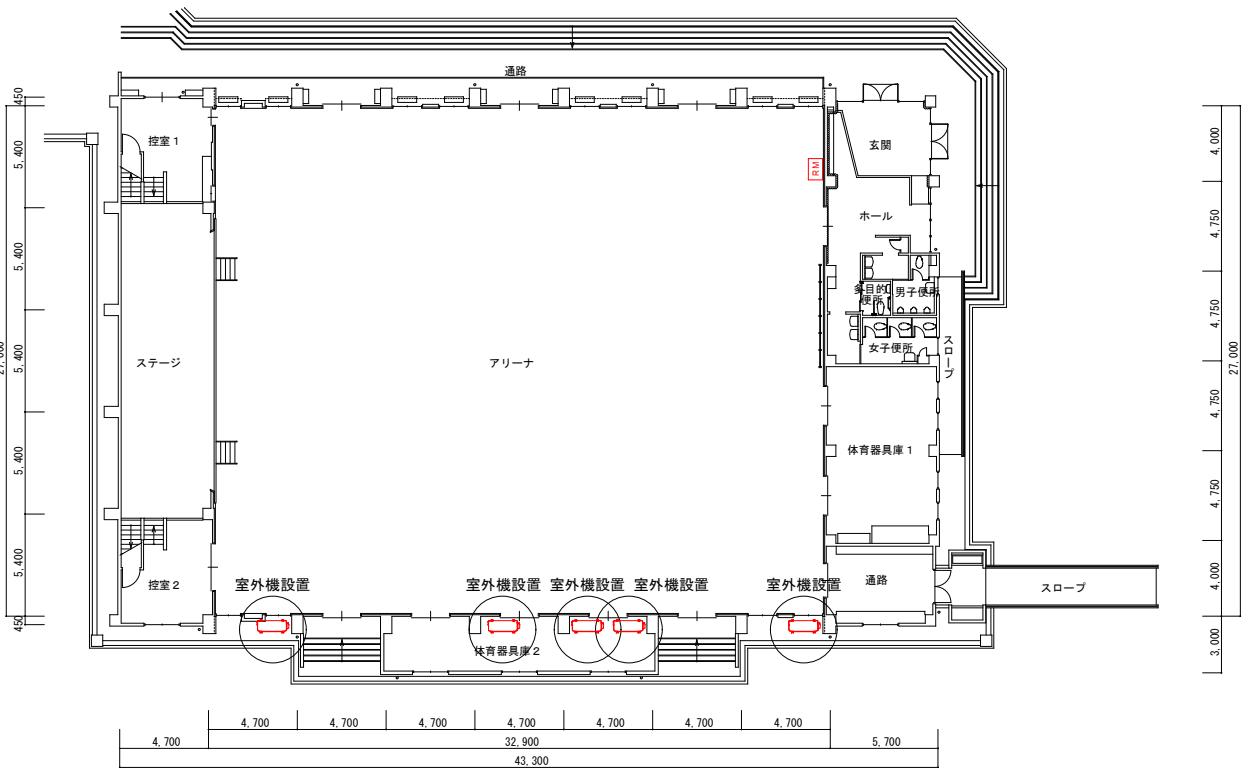
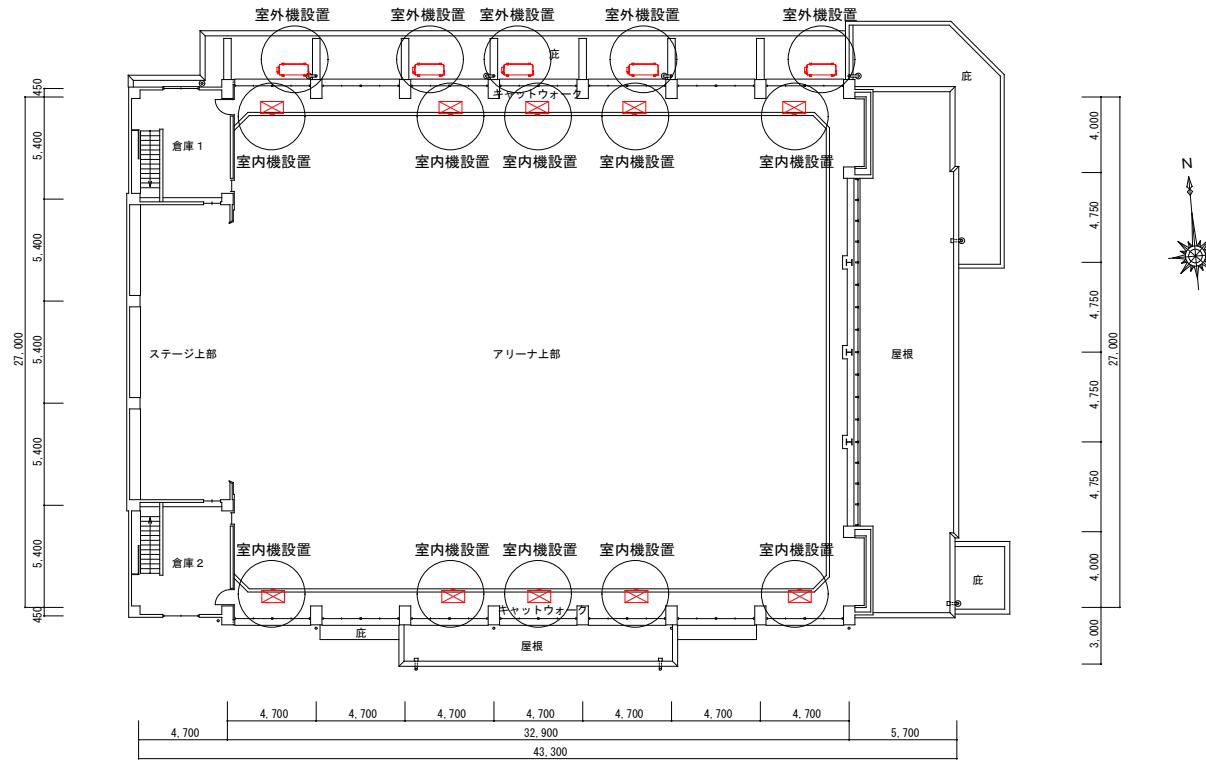
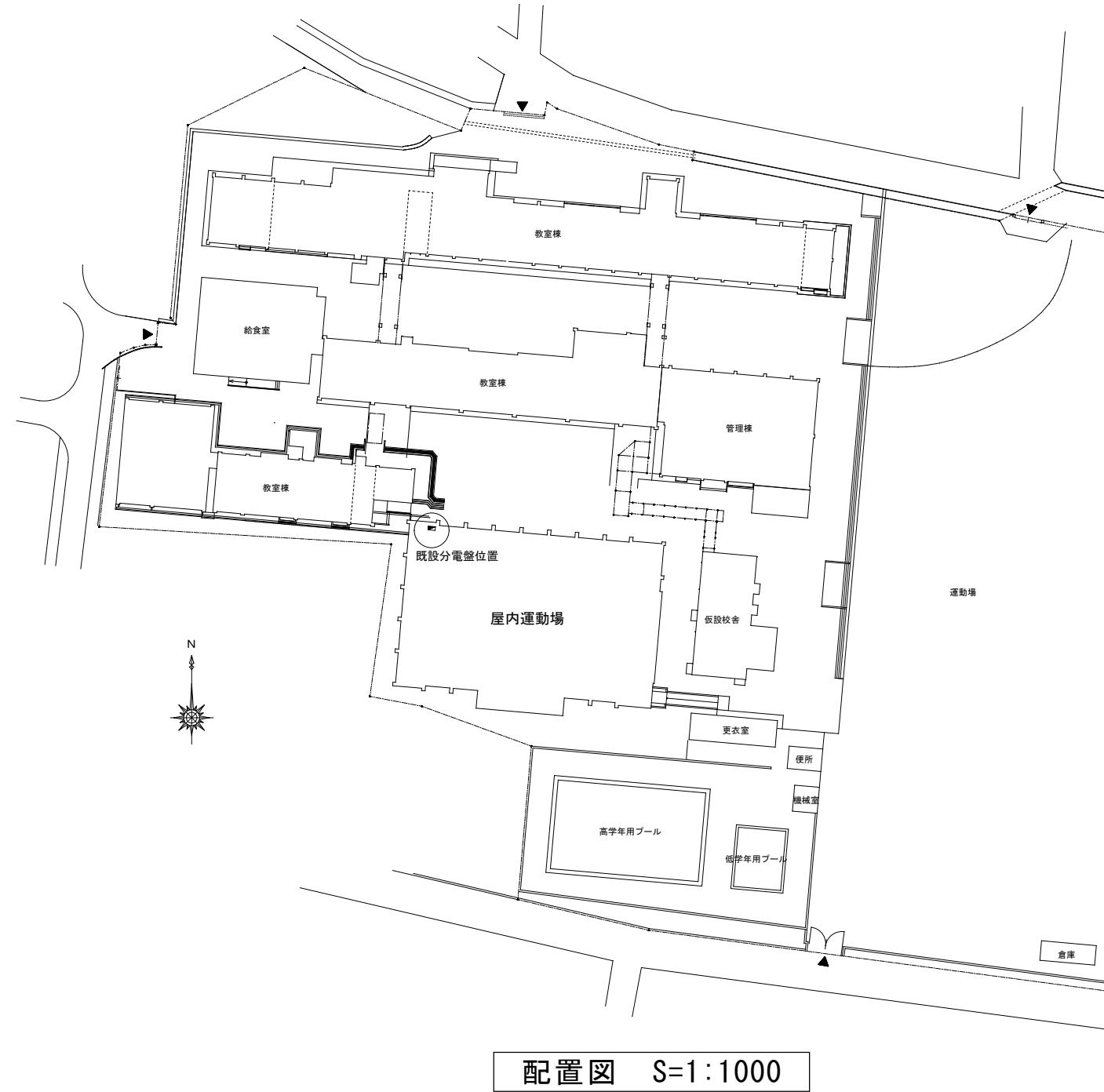
6. 仮設

- (1) 外部仮設足場、仮設階段を設置する場合は、防護ネット等で安全対策を行うとともに、児童生徒などが容易に昇降できないよう対策を行うこと。
- (2) 設置作業を行う範囲とその周辺については、養生を行い、ゴミ、埃などが飛散しないよう徹底することとし、作業終了後は、毎回、簡易的な清掃を行うこと。
- (3) 資材及び廃材置場が必要となる場合は、事前に発注者及び学校管理者と協議を行い、場所及び期間を決定することとし、養生についても適切に行うこと。
- (4) 設置作業中の危険な箇所には、バリケード、囲い、カラーコーンなどを施し、立ち入り禁止などの掲示を行うこと。

7. その他

- (1) 設備機器を設置する際には、児童生徒及び教職員、来校者の安全に十分配慮するとともに、日常の学校活動に支障をきたさぬよう、発注者及び学校管理者と協議を行うものとし、その指示に従うこと。
- (2) 設備機器の設置前にあっては、作業の内容、工程、安全対策、車両の駐車、搬入経路、学校の行事予定、鍵の管理、近隣対策などについて、発注者及び学校管理者と事前に十分協議を行うこと。
- (3) 作業については、安全確保を行い、学校管理者の承諾を得て、平日に作業を行うことができる。また、土曜日、日曜日、祝日に作業を行う際は、学校開放にて利用予定もあることから、事前に発注者及び学校管理者と協議し、決定すること。
- (4) 作業を開始及び終了する場合は、その都度、学校管理者に連絡すること。
- (5) 近隣民家などへの騒音対策を行うこと。
- (6) 既存構造物の形状変更は、必要最低限とすること。
- (7) 既存設備等の保守、点検等の障害にならないよう確認すること。
- (8) 作業中のトイレについては、履行場所のトイレを使用できるものとする。
- (9) 設備機器の設置が完了した時は、機器設備図、電気配線図（紙及びJWCAD等の電子データ）、取扱説明書、マニュアル等の図書、設置に係る状況写真（着手前—作業中—作業後）、完成写真を発注者に提出すること。
また、引渡し時には学校管理者に対し、設備機器の使用に関する説明（操作方法、緊急時の対応など）を行うこと。
なお、説明に必要な資料や機材については、受注者の負担とする。
- (10) 設置した設備機器、分電盤等に賃貸借物件である旨の表示を行うこと。
また、室外機と室内機、ブレーカーなどの組合せが相互にわかるような表示を本体に行うこと。
- (11) 本設置仕様書に定めのない事項において、その履行上、当然必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。
疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定することとする。

菰野小学校（参考図）

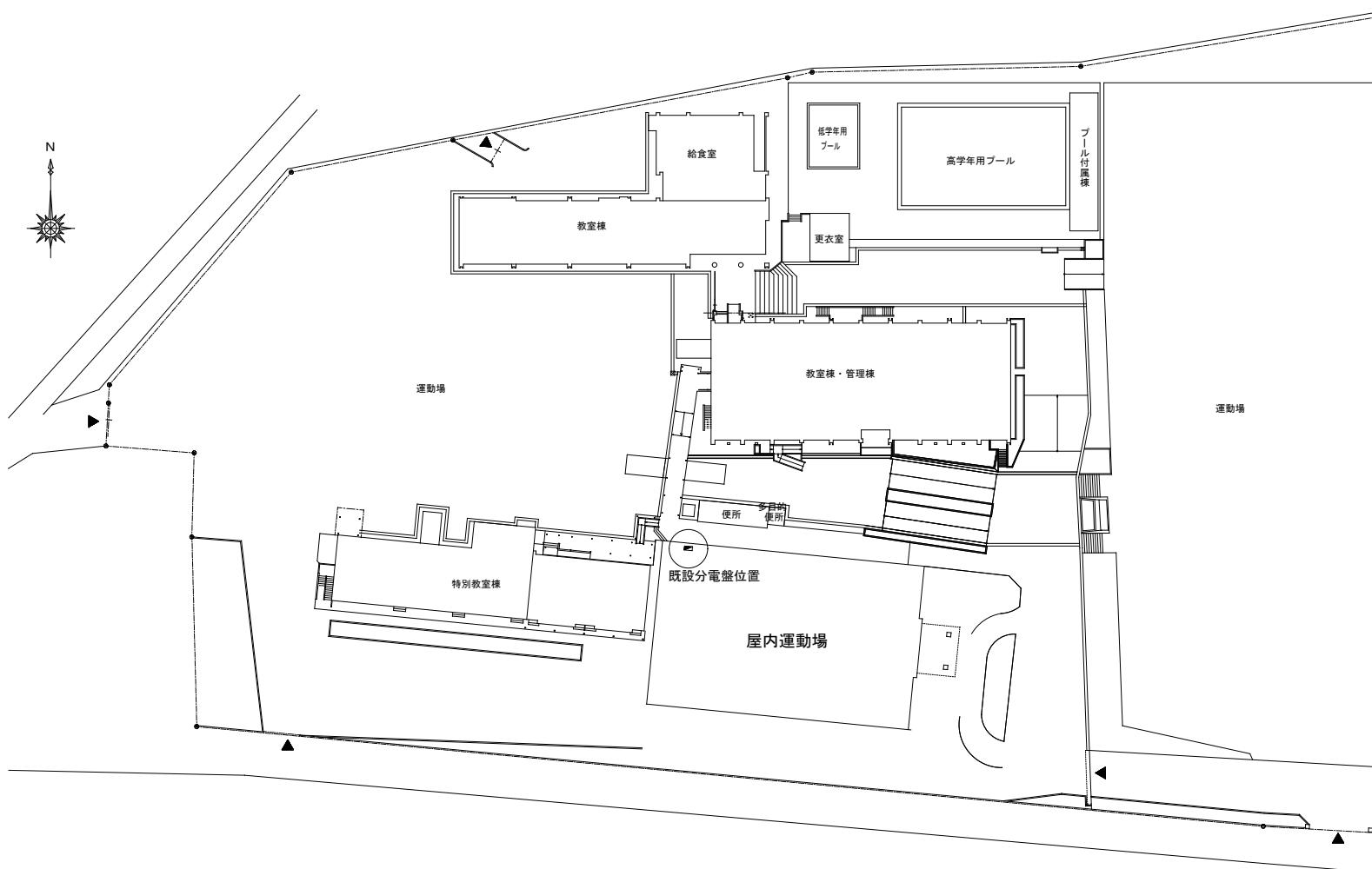


【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

千種小学校（参考図）

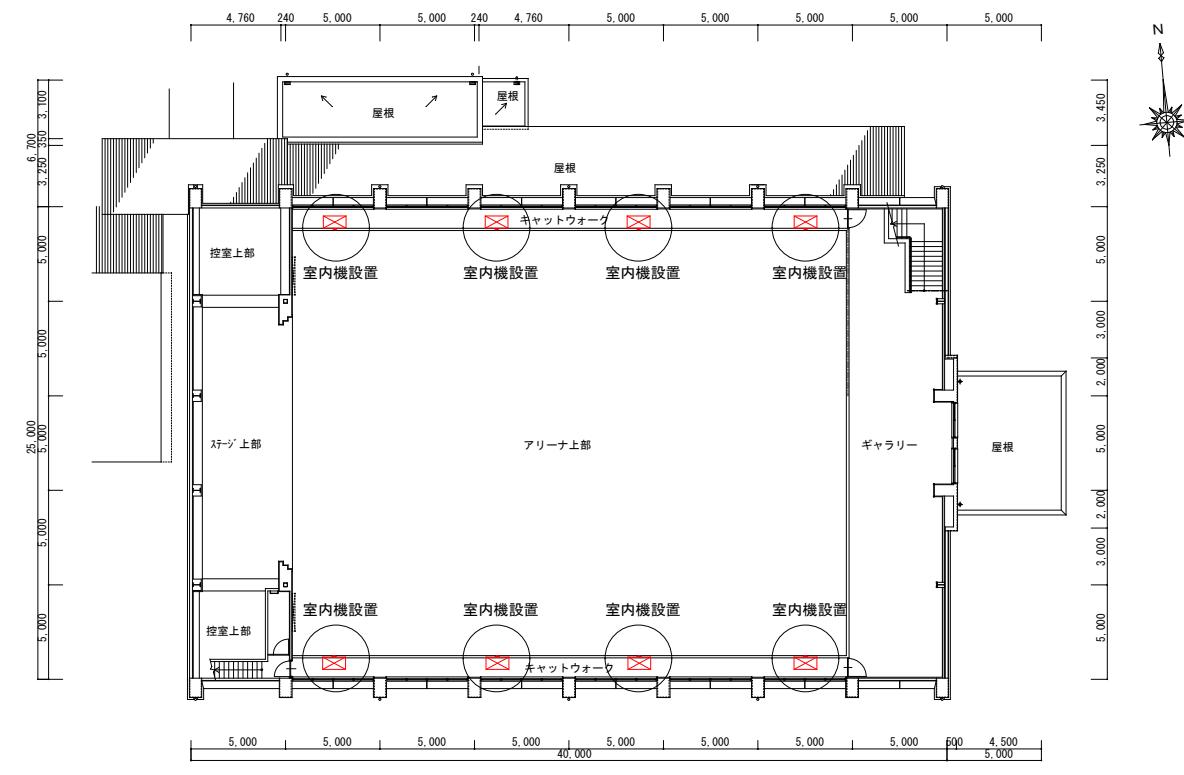


配置図 S=1:1000

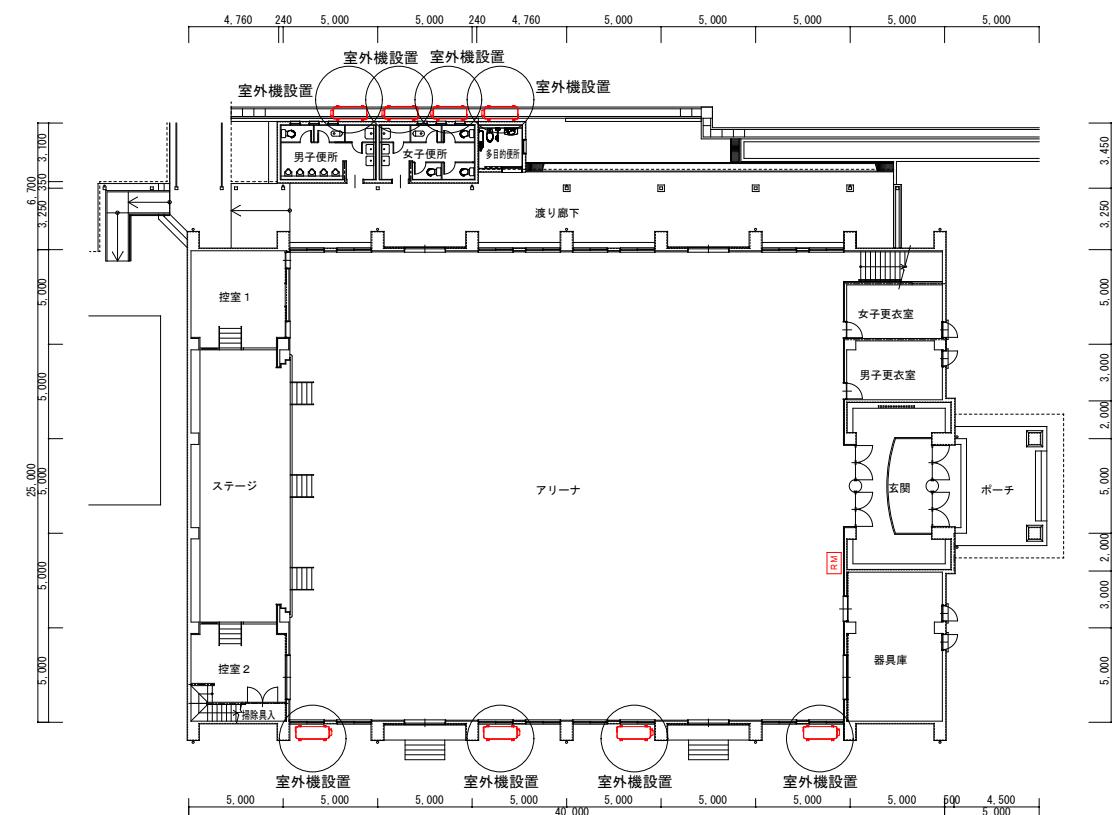
【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、躯体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

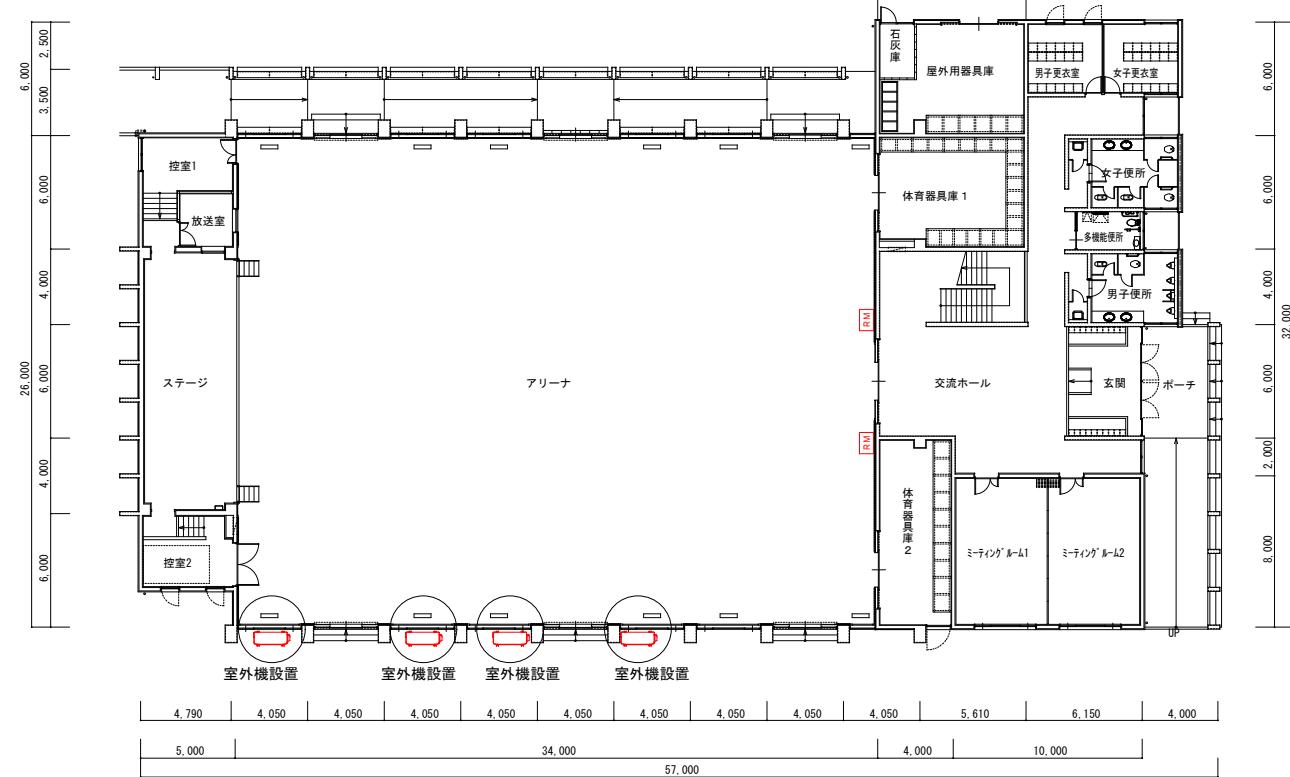
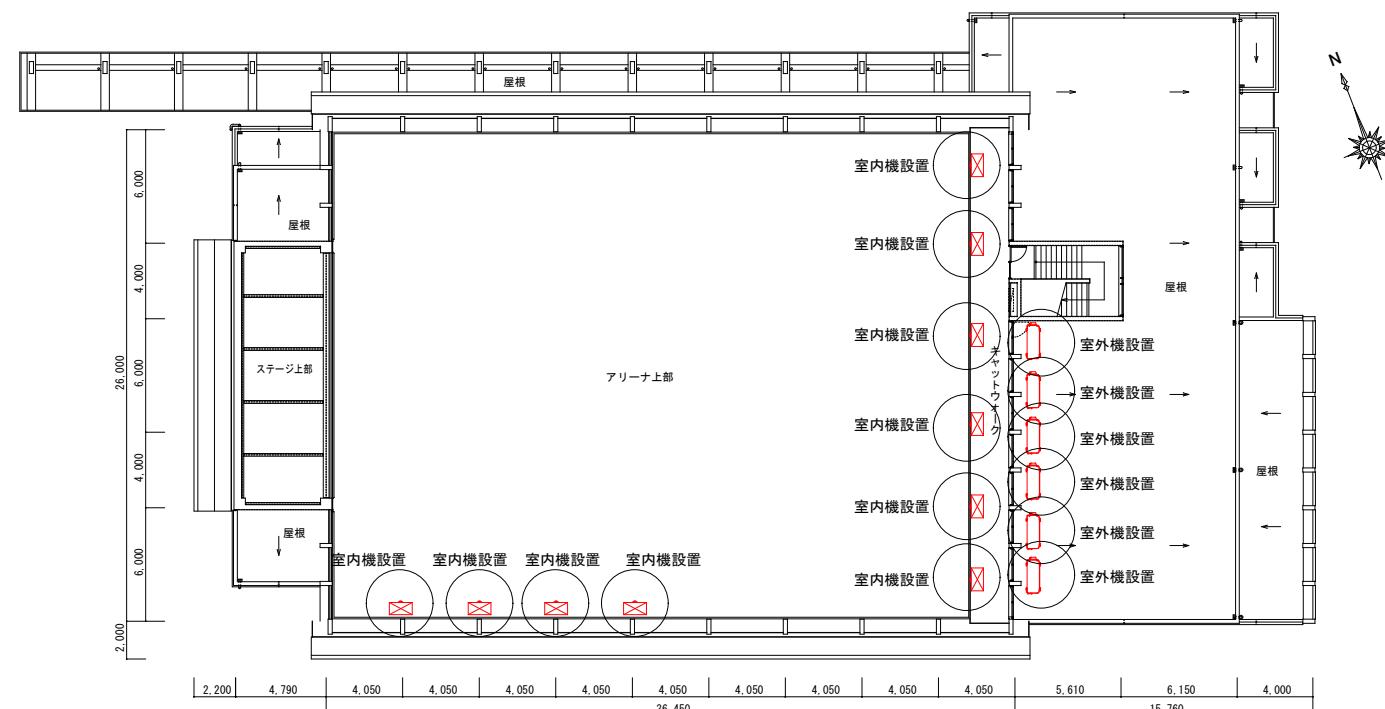
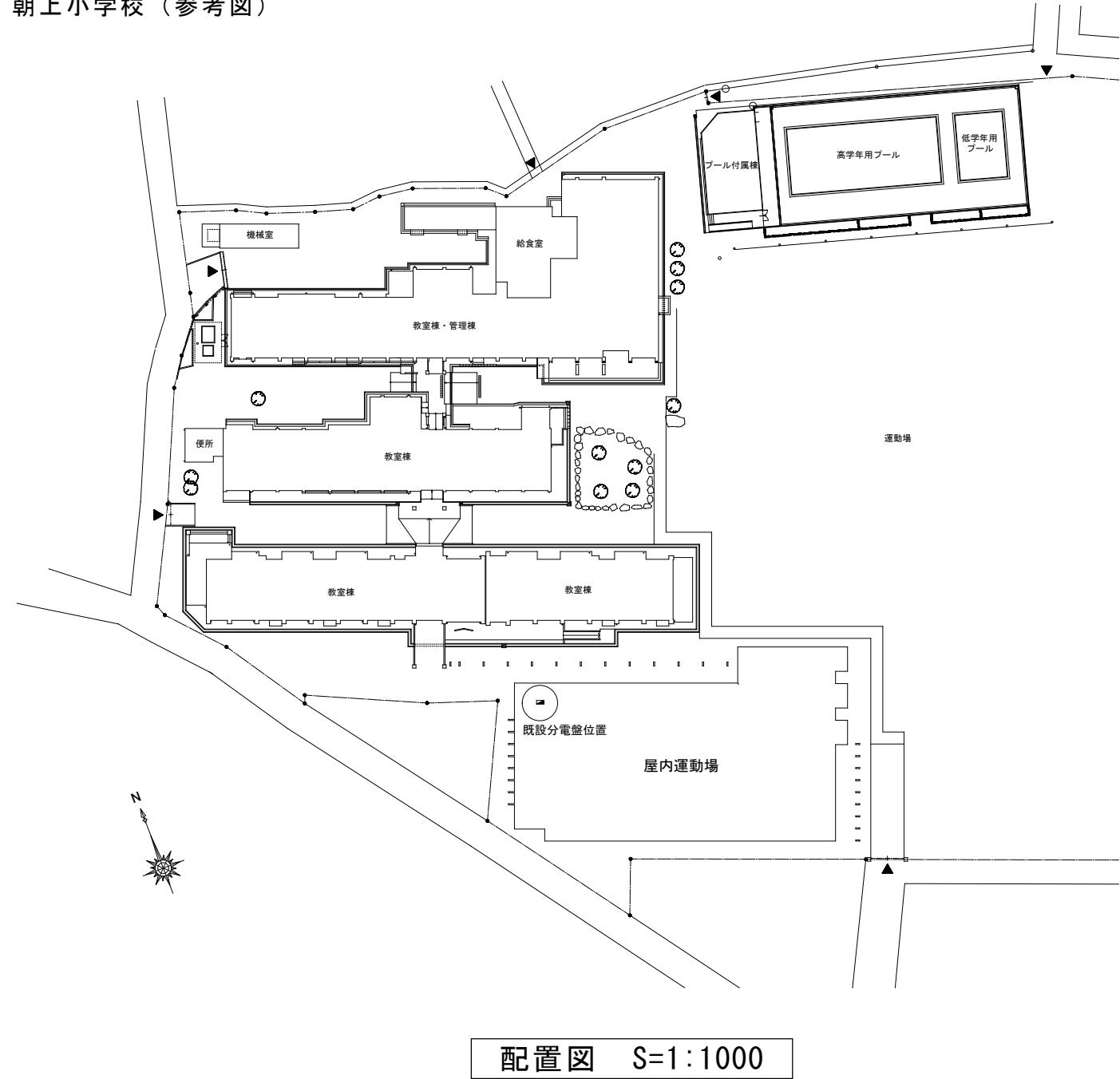


屋内運動場 2階平面図 S=1:400



屋内運動場 1階平面図 S=1:400

朝上小学校（参考図）

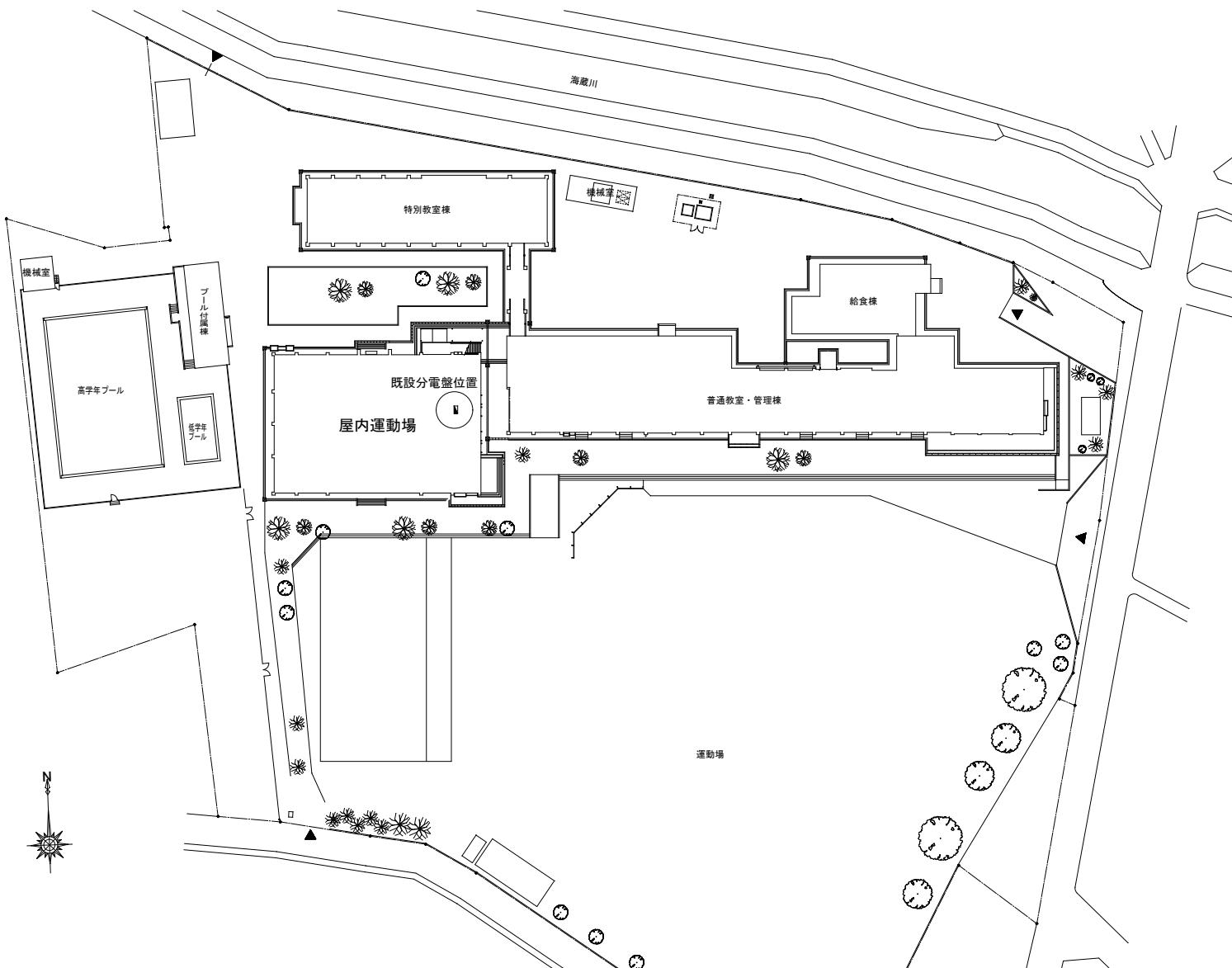


【施工条件等】

- 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
- 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
- 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
- また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
- 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
- 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
- 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
- ドレン管については、既設雨水栓に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

鶴川原小学校（参考図）

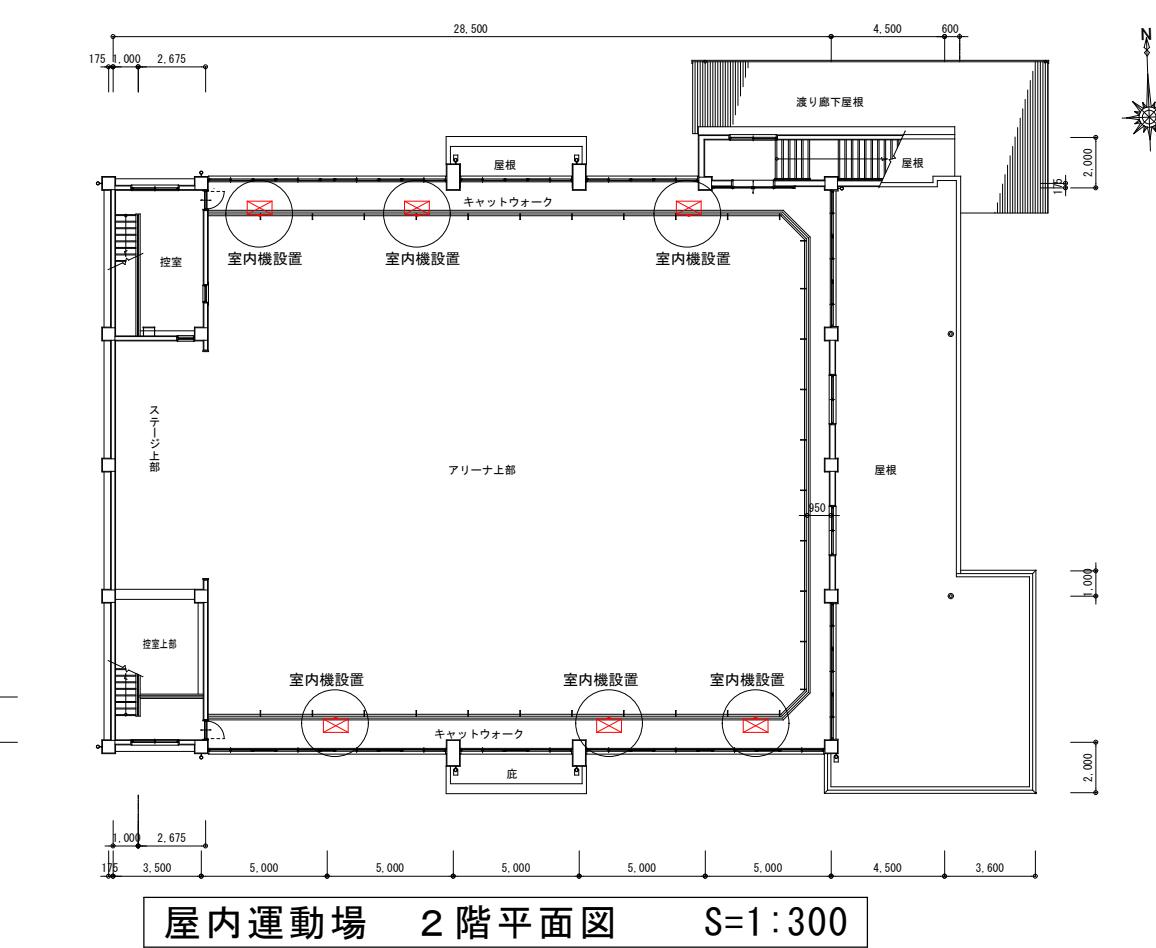


配置図 S=1:1000

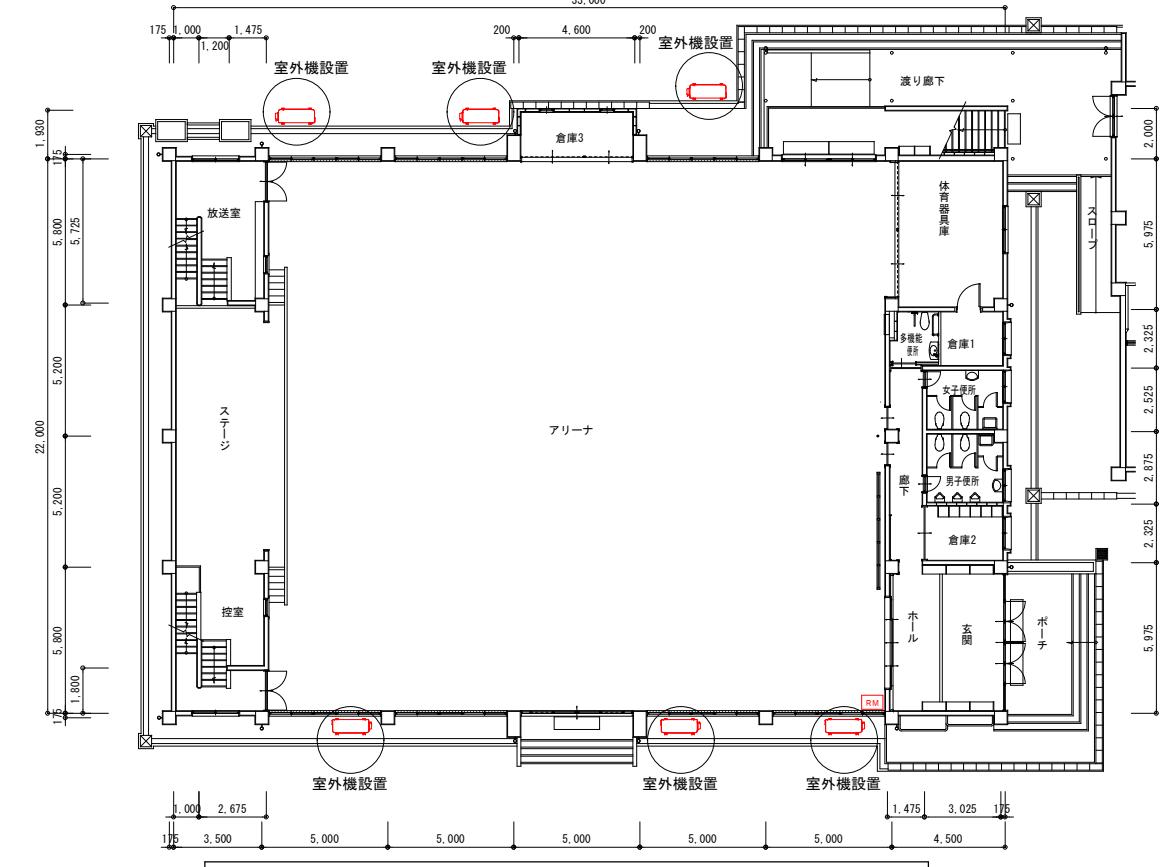
【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水栓に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

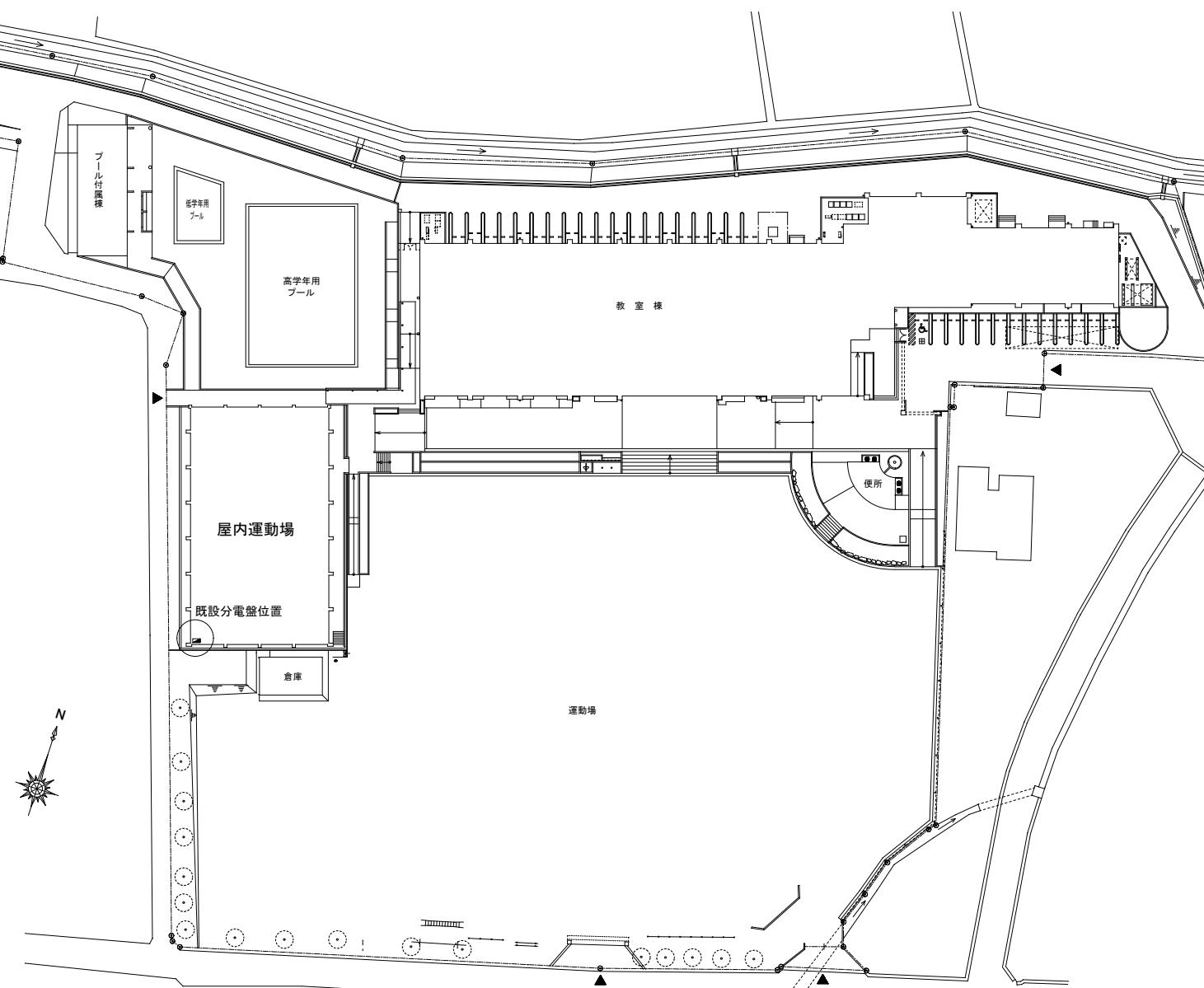


屋内運動場 2階平面図 S=1:300



屋内運動場 1階平面図 S=1:300

竹永小学校（参考図）

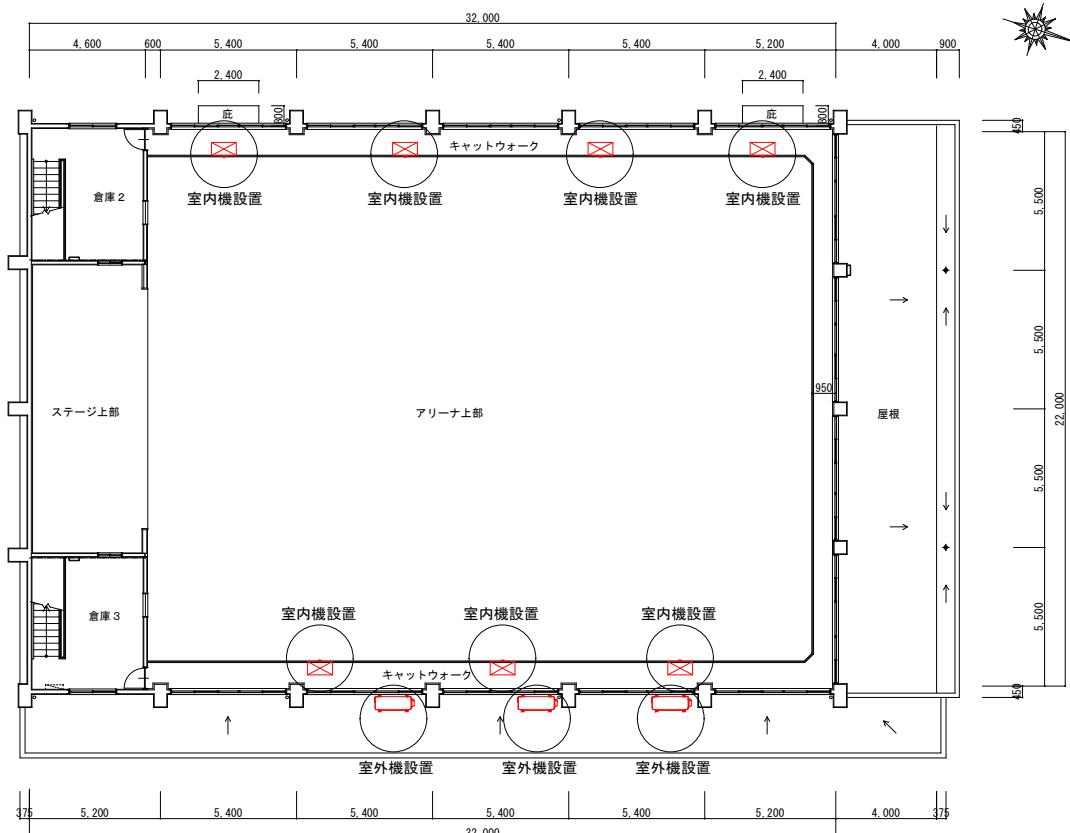


配置図 S=1:1000

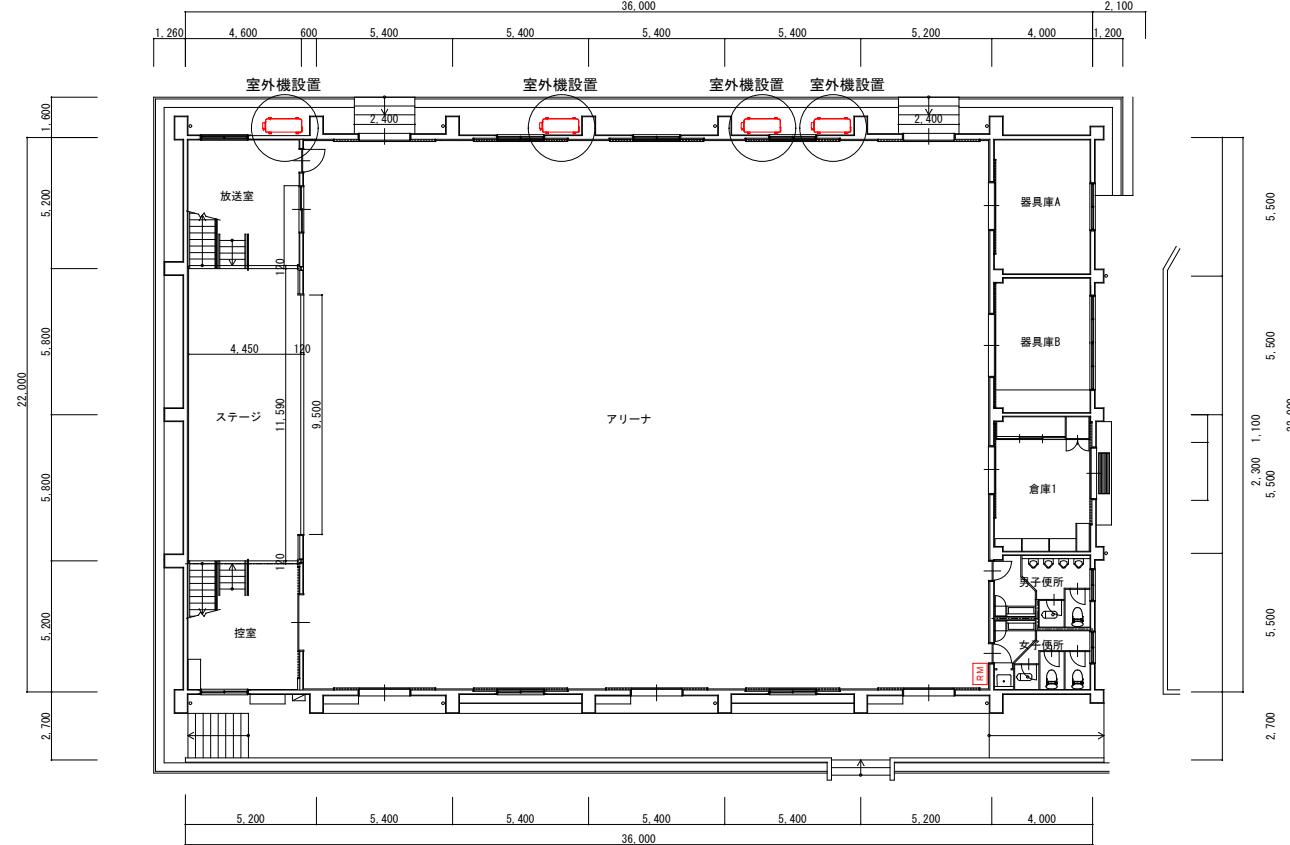
【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

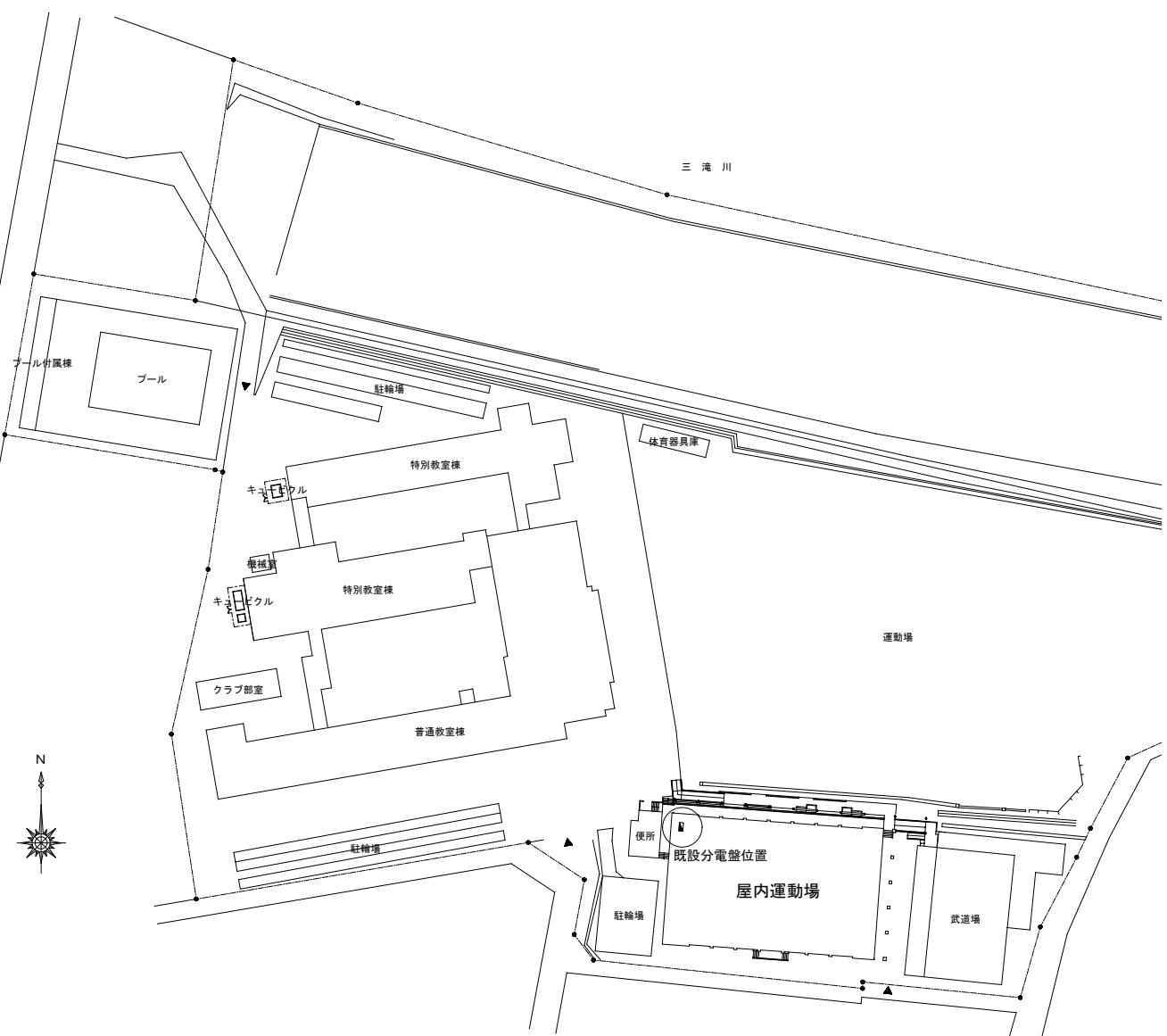


屋内運動場 2階平面図 S=1:300

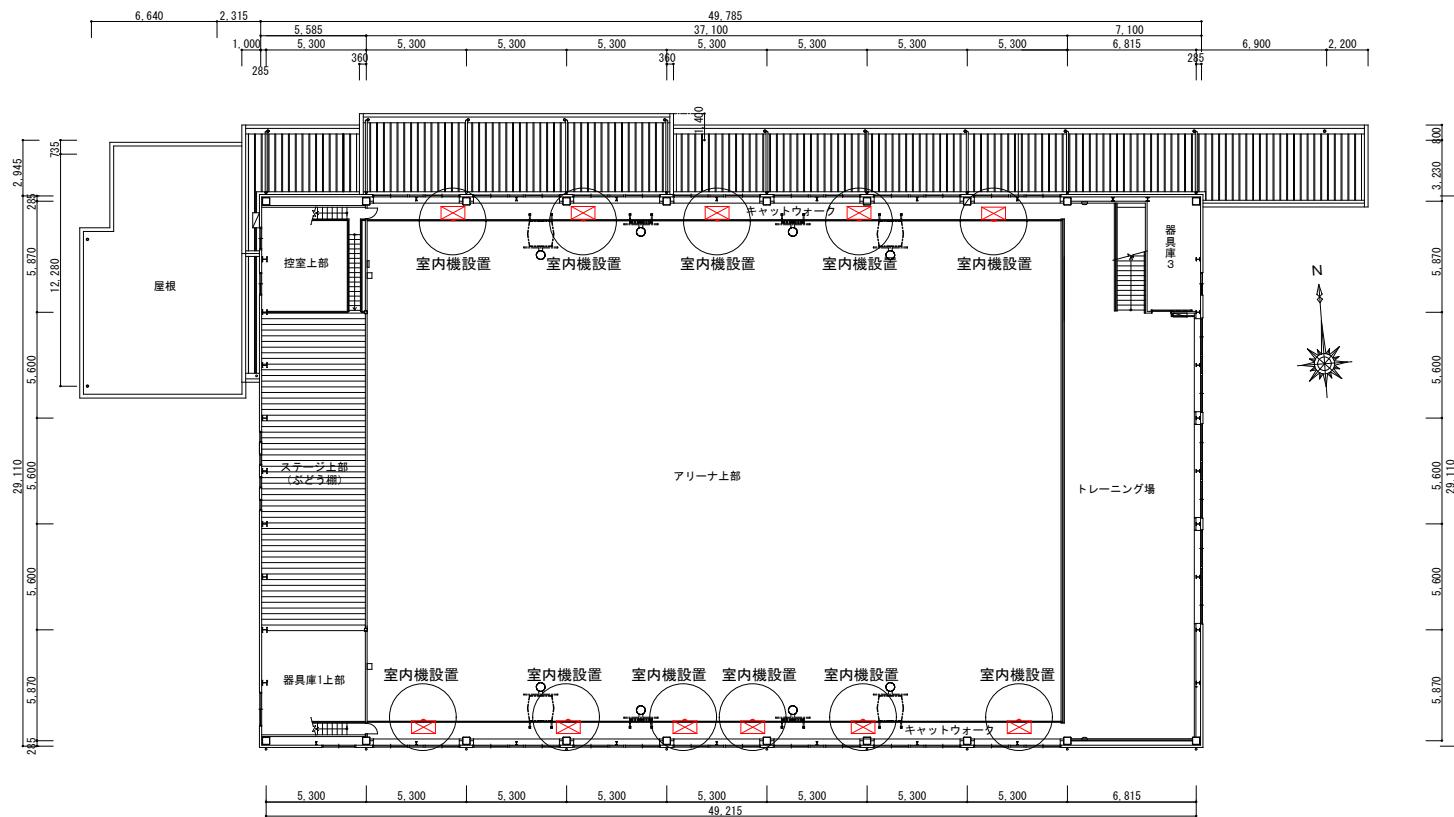


屋内運動場 1階平面図 S=1:300

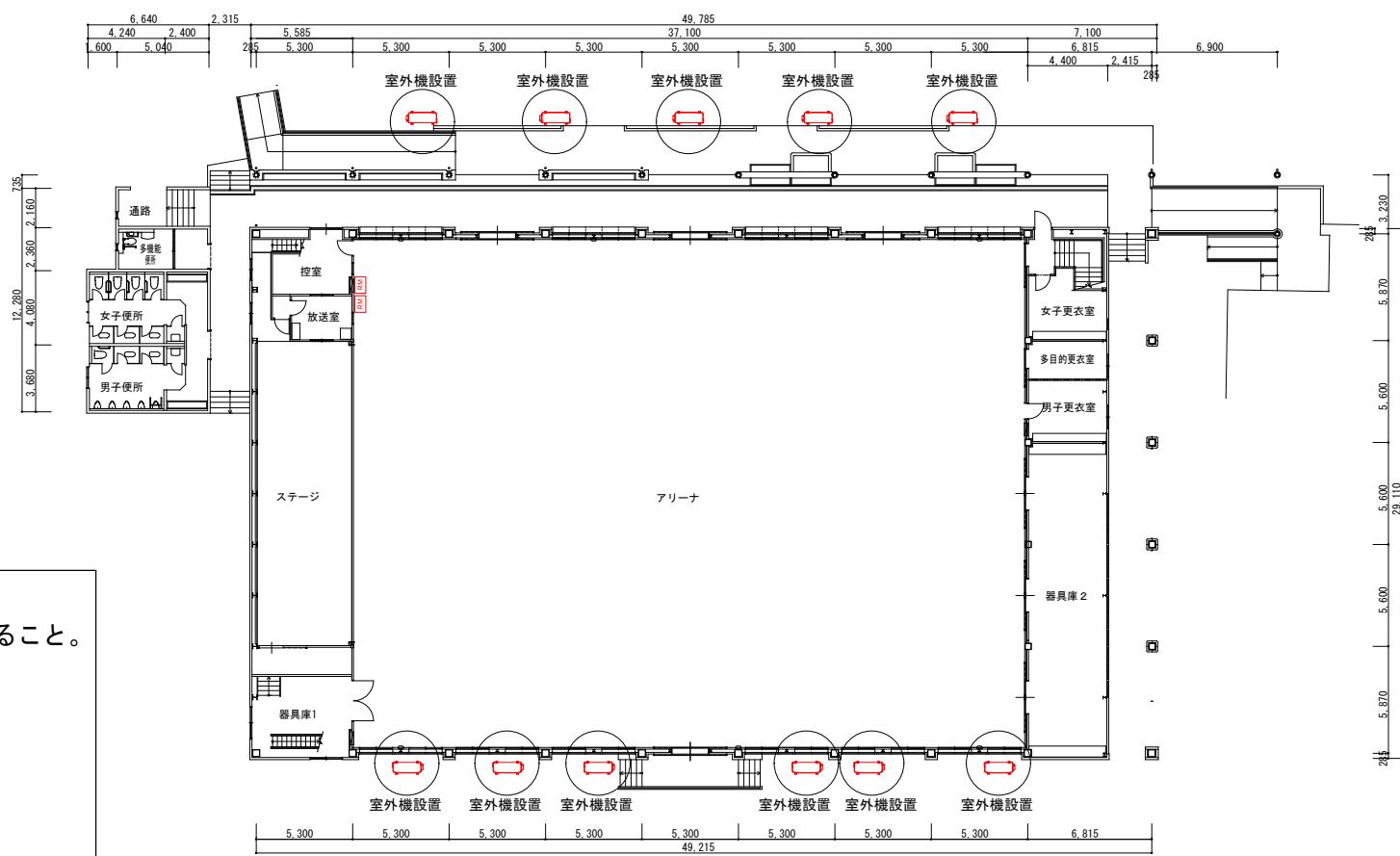
菰野中学校（参考図）



配置図 S=1:1500



屋内運動場 2階平面図 S=1:400



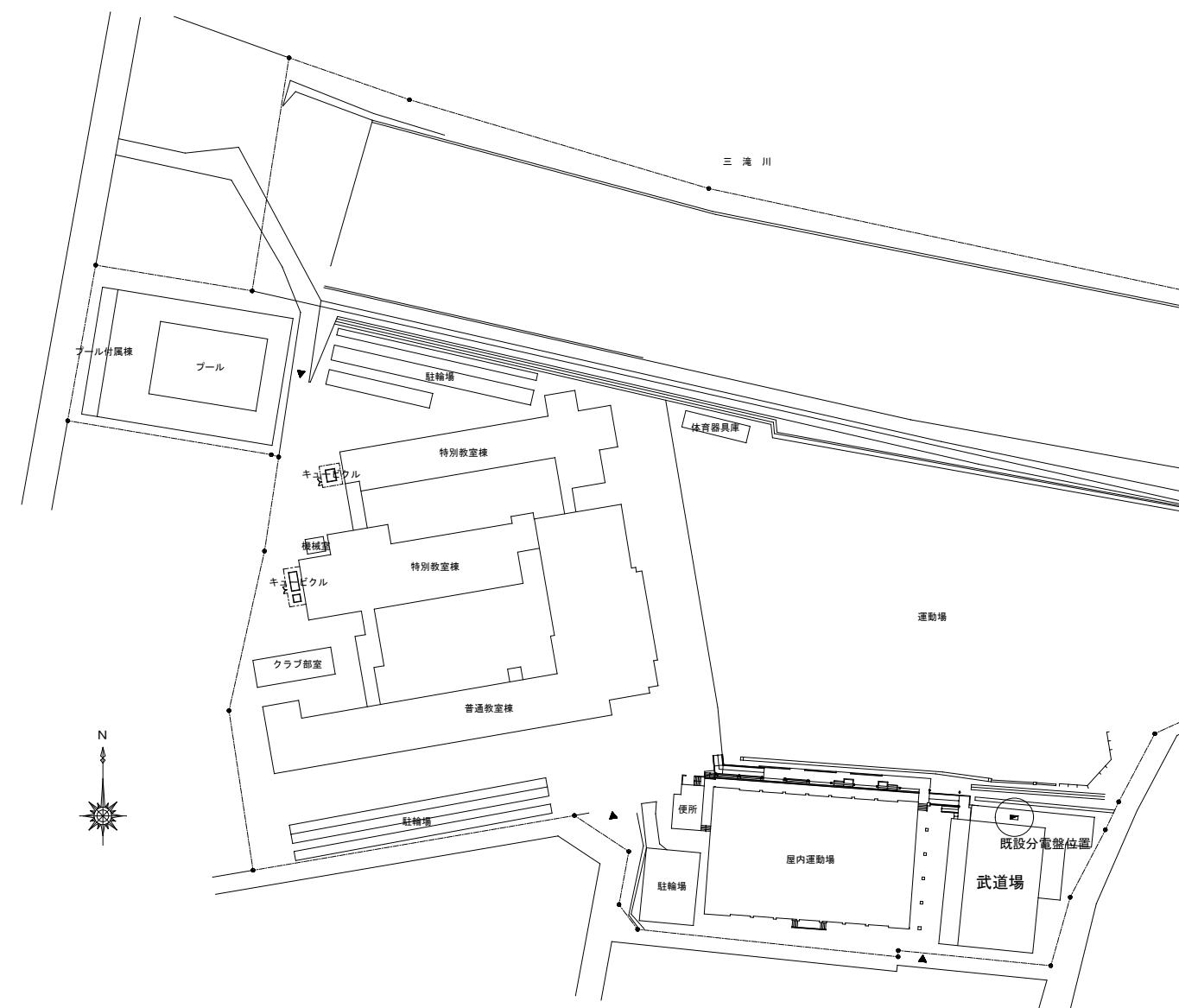
屋内運動場 1階平面図 S=1:400

【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

菰野中学校（参考図）

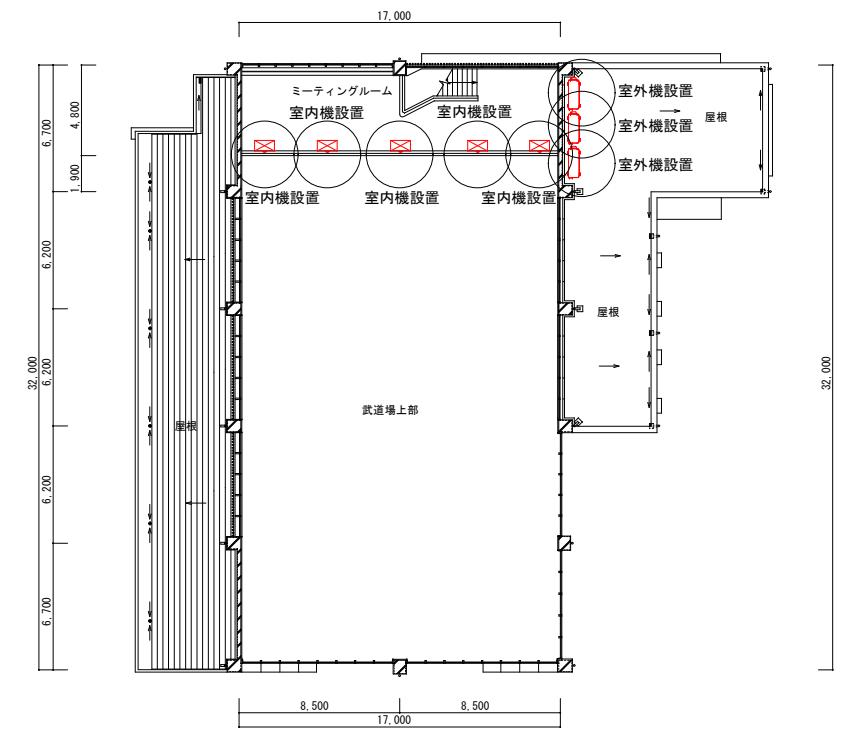


配置図 S=1:1500

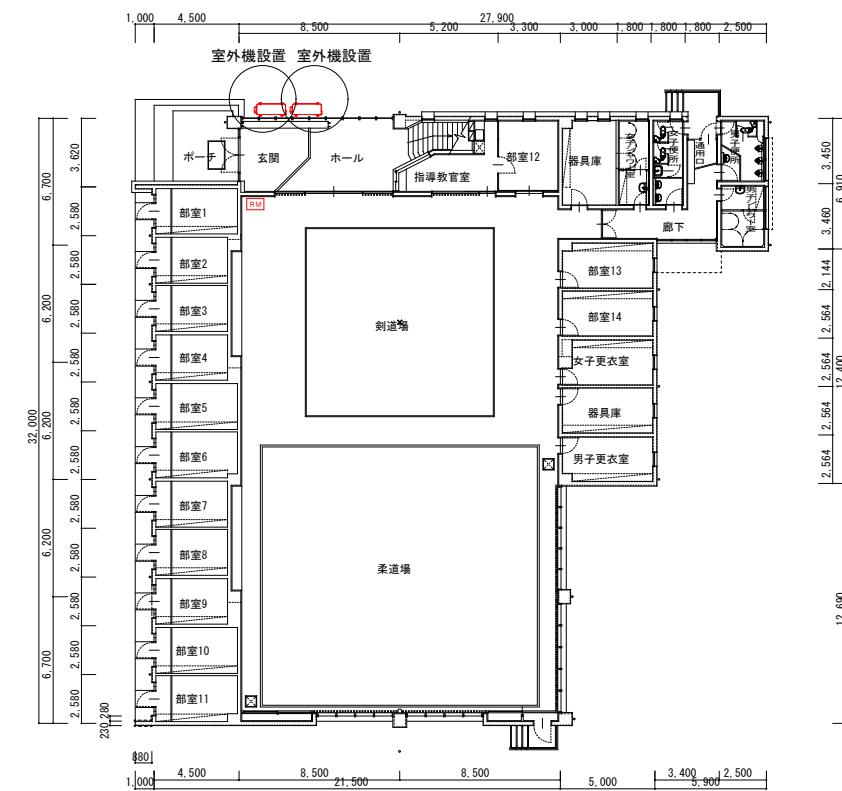
【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

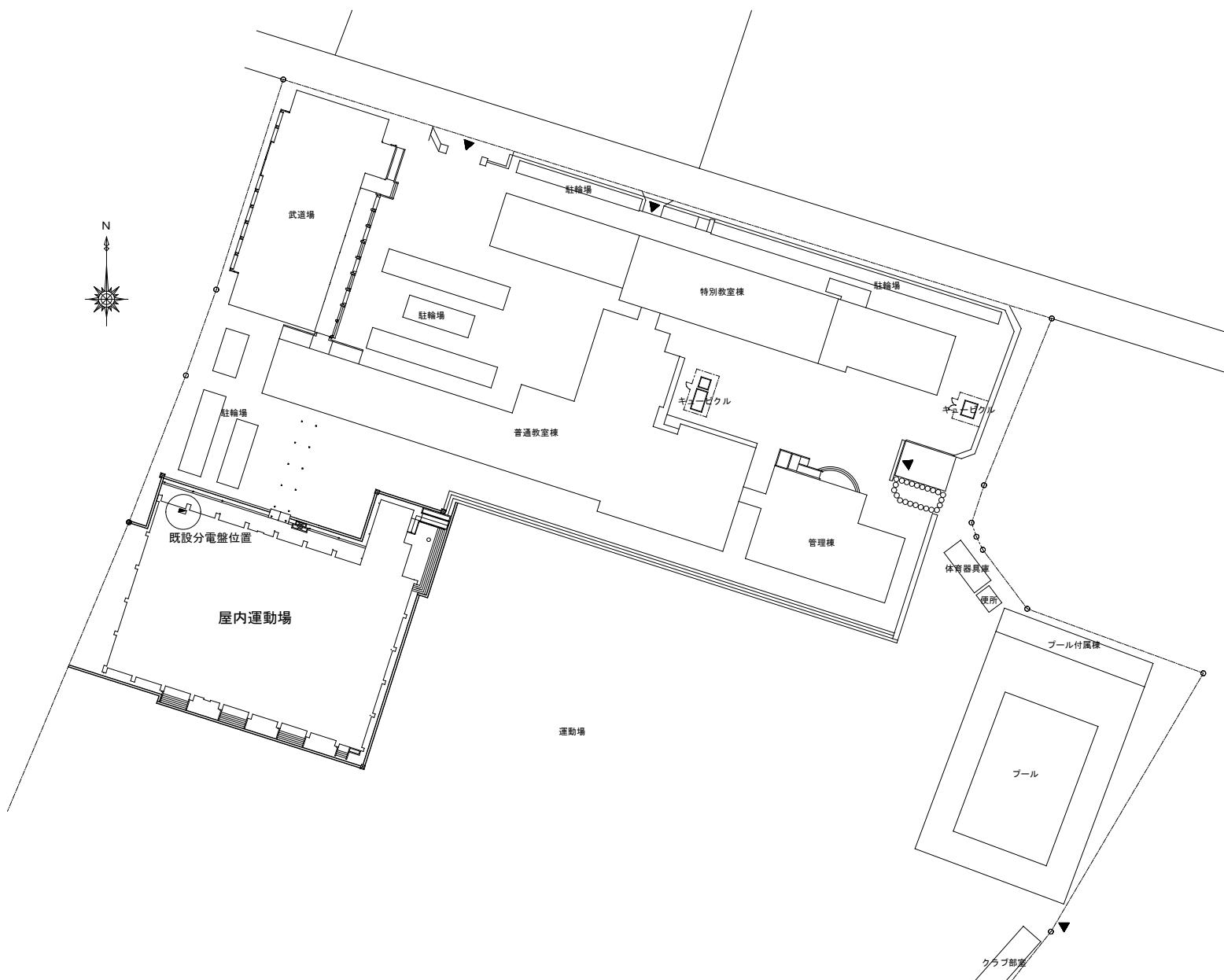


武道場 2階平面図 S=1:400



武道場 1階平面図 S=1:400

八風中学校（参考図）

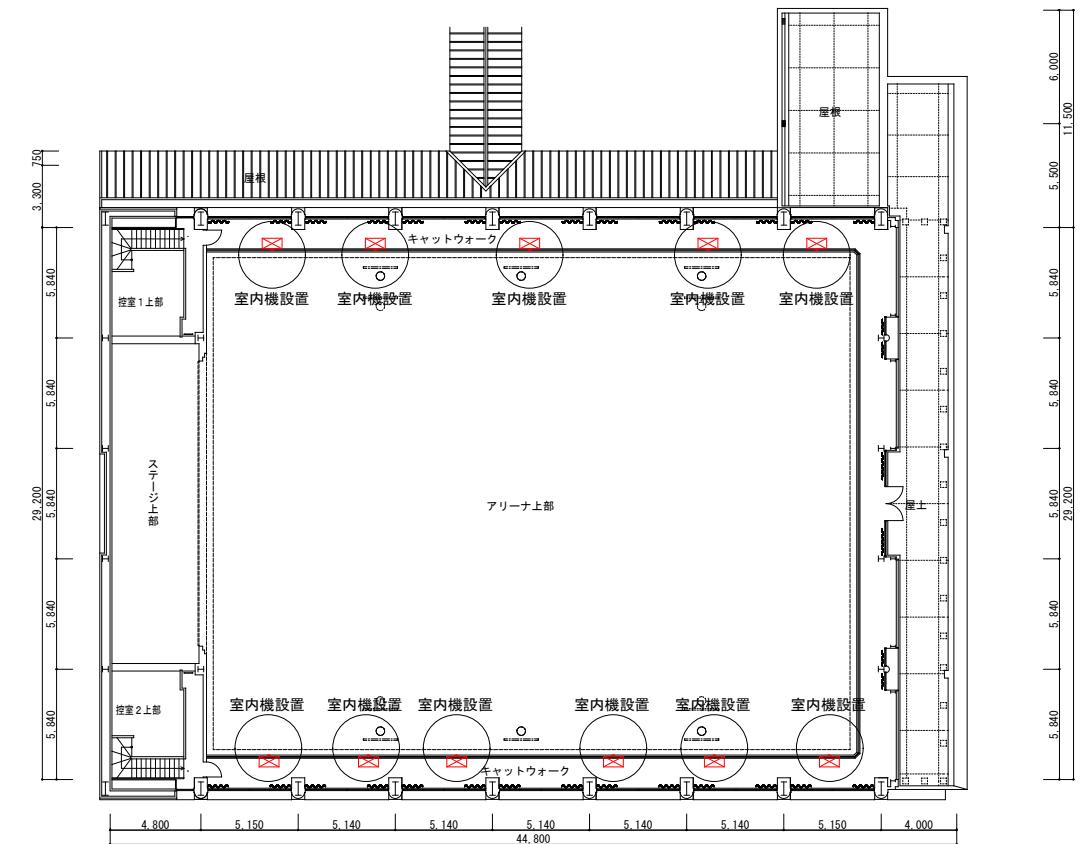


配置図 S=1:1000

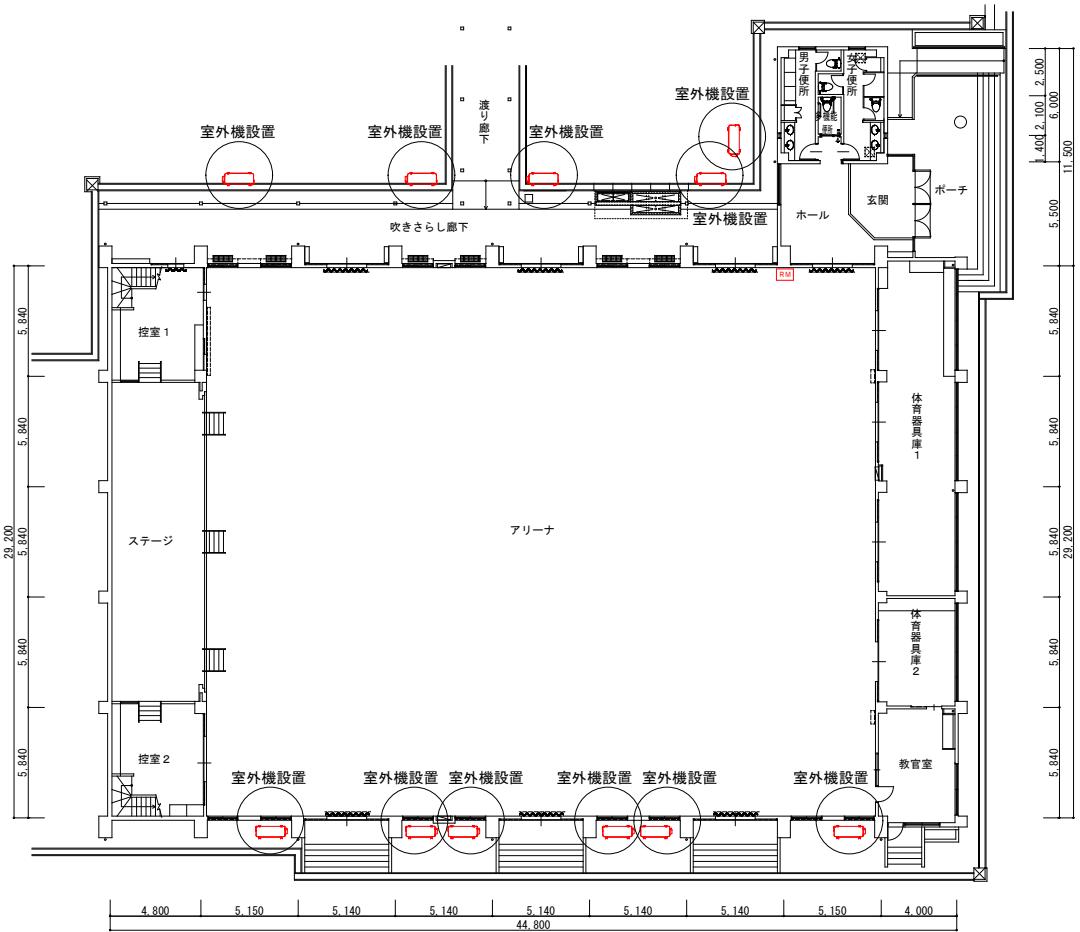
【施工条件等】

1. 冷媒、ドレン配管（メーカー標準による）
2. 室内機の設置は、軸体コンクリートと所定のアンカーボルトで堅固に固定し、落下防止策を行ったうえで設置すること。
3. 室外機を屋根に設置する場合は、既設防水層を傷めないよう対策を行うこと。
また、外部床置きの場合は、児童の動線等を考慮し、設置位置を決定すること。
4. 電源引込み位置については、受注者にて特例需要場所受電申請を行い、引込み位置を決定すること。
5. 室内機設置位置は、バスケットゴールの配置などを勘案し、送風方向も考慮し設置すること。
6. 室内機設置の際、手すりが支障になる場合、手すり加工も含め、本業務範囲内とする。
7. ドレン管については、既設雨水樹に放流するか、影響のない地上部に放流し、犬走などに放流しないこと。

※空調機の配置については、参考であり現場調査のうえ、発注者と協議し決定すること。

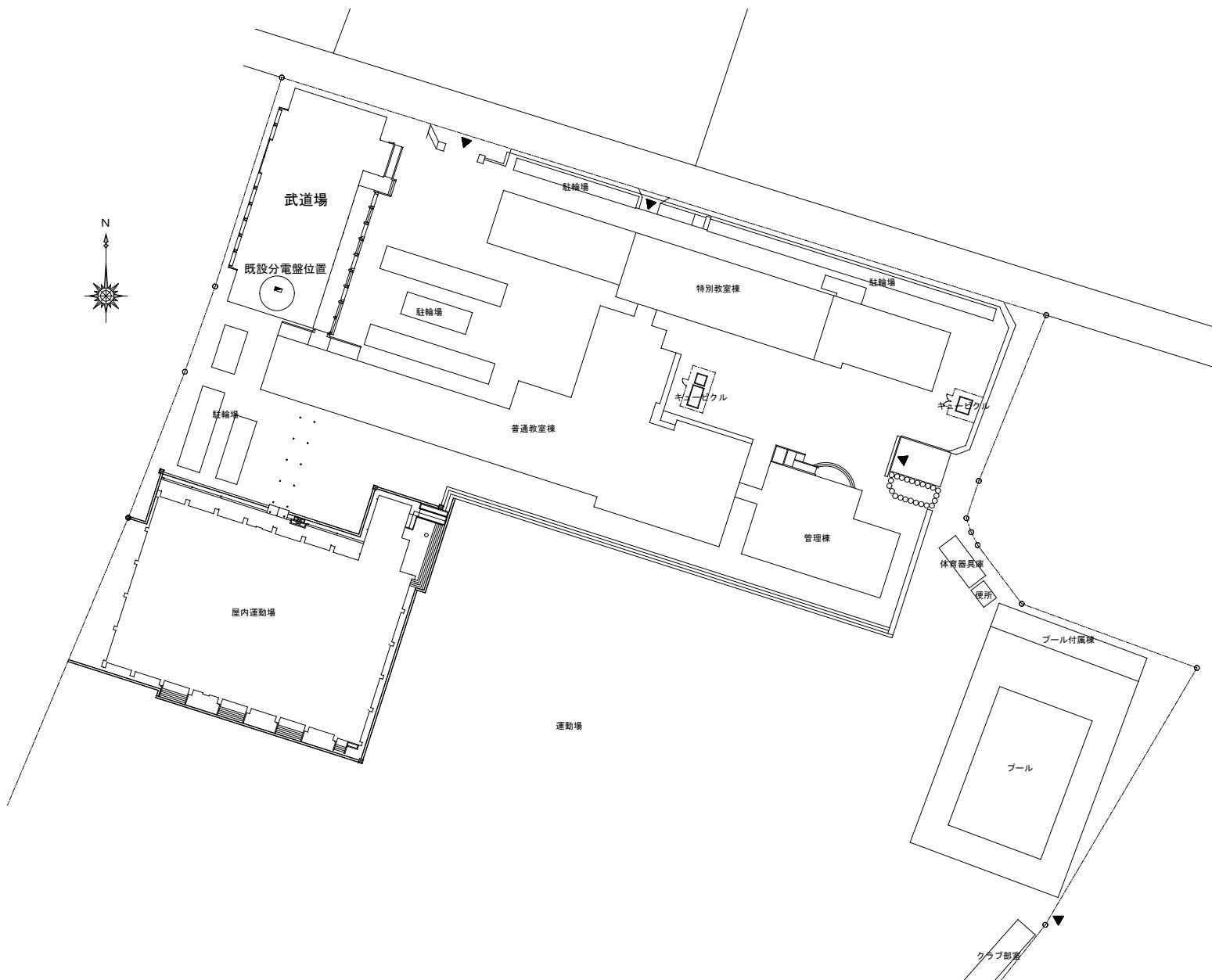


屋内運動場 2階平面図 S=1:400

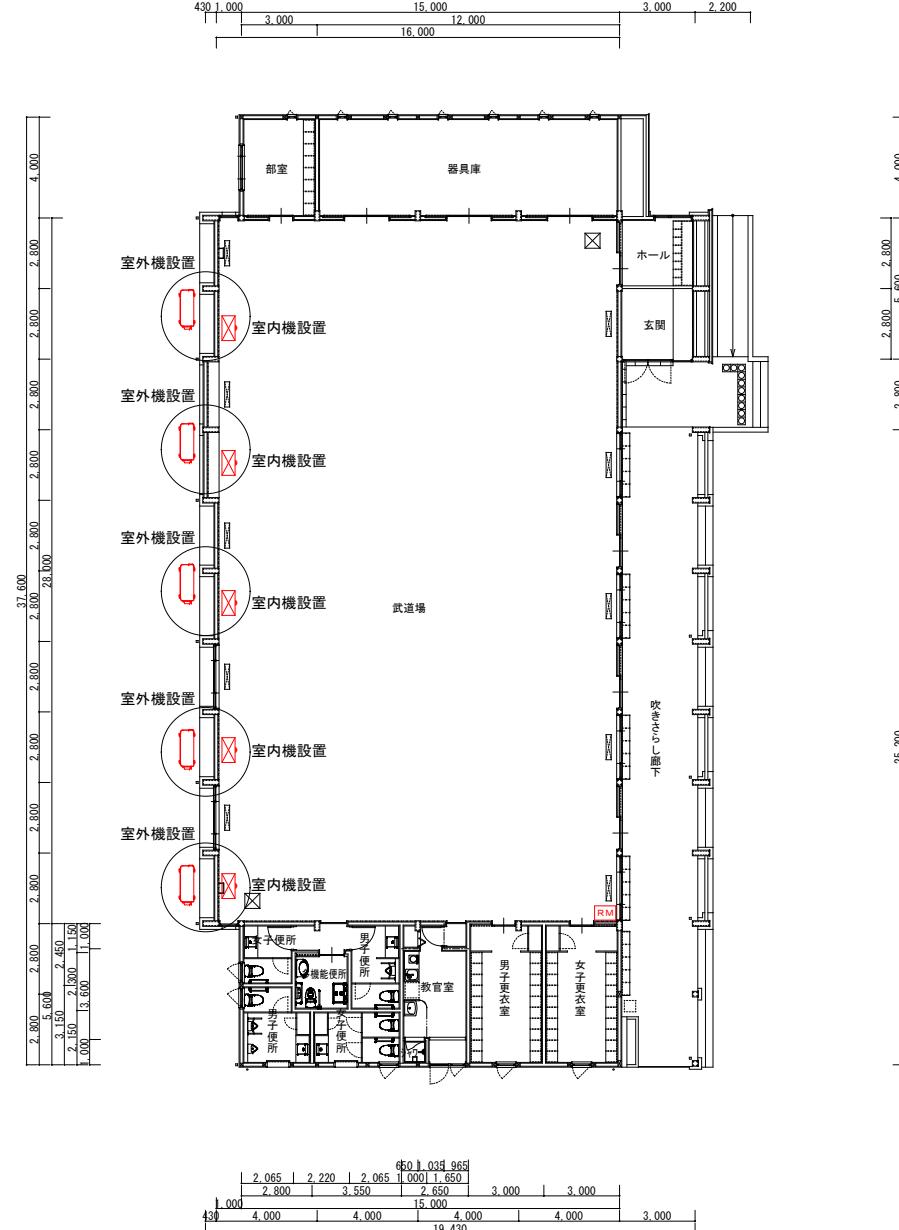


屋内運動場 1階平面図 S=1:400

八風中学校（参考図）



配置図 S=1:1000



メンテナンス仕様

メンテナンスは、下記内容を行うものとする。また、対象期間については、賃貸借契約期間とする。

1. 故障時無償修理

対象費用：故障修理作業費

室内外機各種部品

オプション部品（標準ワイヤードリモコン、風量ボリュームコントローラー等）

本内容は、賃貸借契約期間中とし、賃貸借契約終了後、別途協議とする。

2. 簡易点検（3ヶ月毎、年4回）

作業内容：運転データ収集

冷媒漏れ確認（目視による点検）

その他、異常の確認（運転音、目視による確認）

3. フィルター清掃

年2回のフィルター清掃を実施

※冷暖房の使用開始前に実施

4. ドレンポンプ分解洗浄

年1回のドレンポンプ清掃を実施

5. 熱交換器清掃（必要都度実施）

フィルター清掃時に確認し、必要があれば実施する

【保証対象外となる事項】

通常使用以外での故意過失による故障は対象外とする。

落雷、風水害等の自然災害については、動産総合保険の対象とする。